

横浜市環境影響評価条例施行規則（新旧対照表）

※下線部分が改正箇所

旧規則	改正規則（H23年8月施行）
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 <u>準備書作成前の手続</u></p> <p> 第1節 <u>第2分類事業に係る判定（第5条・第6条）</u></p> <p> 第2節 <u>方法書（第7条—第13条）</u></p> <p>第3章 <u>準備書（第14条—第19条）</u></p> <p>第4章 <u>評価書作成以後の手続（第20条—第29条）</u></p> <p>第5章 <u>対象事業の内容の修正等（第30条—第32条）</u></p> <p>第6章 <u>環境影響評価その他の手続の特例（第33条—第40条）</u></p> <p>第7章 <u>横浜市環境影響評価審査会（第41条—第45条）</u></p> <p>第8章 <u>法対象事業に対する措置（第46条）</u></p> <p>第9章 <u>雑則（第47条・第48条）</u></p> <p>附則</p> <p> 第1章 総則</p> <p> （趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、横浜市環境影響評価条例（平成10年10月横浜市条例第41号。第6条第1項第2号を除き、以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p> （定義）</p> <p>第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。</p> <p> （第1分類事業）</p> <p>第3条 条例第2条第2号の規則で定める事業は、別表第1の事業の種類の欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第1分類事業の要件の欄に掲げる要件に該当する1の事業とする。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 <u>方法書作成前の手続</u></p> <p> 第1節 <u>配慮書（第5条—第13条）</u></p> <p> 第2節 <u>第2分類事業に係る判定（第14条・第15条）</u></p> <p>第3章 <u>方法書（第16条—第22条）</u></p> <p>第4章 <u>準備書（第23条—第32条）</u></p> <p>第5章 <u>評価書（第33条・第34条）</u></p> <p>第6章 <u>対象事業に係る工事着手の届出等（第35条）</u></p> <p>第7章 <u>事後調査（第36条—第38条）</u></p> <p>第8章 <u>対象事業の内容の修正等（第39条—第42条）</u></p> <p>第9章 <u>環境影響評価その他の手続の特例（第43条—第52条）</u></p> <p>第10章 <u>横浜市環境影響評価審査会（第53条—第57条）</u></p> <p>第11章 <u>法対象事業に対する準用（第58条）</u></p> <p>第12章 <u>雑則（第59条・第60条）</u></p> <p>附則</p> <p> 第1章 総則</p> <p> （趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、横浜市環境影響評価条例（平成22年12月横浜市条例第46号。第15条第1項第2号を除き、以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p> （定義）</p> <p>第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。</p> <p> （第1分類事業）</p> <p>第3条 条例第2条第2号の規則で定める事業は、別表第1の事業の種類の欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第1分類事業の要件の欄に掲げる要件に該当する1の事業とする。</p>

(第2分類事業)

第4条 条例第2条第3号の規則で定める事業は、別表第1の事業の種類欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第2分類事業の要件の欄に掲げる要件に該当する1の事業とする。

第2章 準備書作成前の手続

(第2分類事業)

第4条 条例第2条第3号の規則で定める事業は、別表第1の事業の種類欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第2分類事業の要件の欄に掲げる要件に該当する1の事業とする。

第2章 方法書作成前の手続

第1節 配慮書

(配慮書の記載事項等)

第5条 条例第8条第2項第7号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 事業を実施するに当たり、許可等を要することとされている場合においては、当該許可等の内容

(2) その他市長が必要と認める事項

2 条例第8条第2項の配慮書(以下「配慮書」という。)は、計画段階配慮書提出書(第1号様式)に添付して提出しなければならない。この場合において、当該配慮書の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)も併せて提出しなければならない。

(配慮書について公告する事項)

第6条 条例第9条の規定により公告する事項は、次のとおりとする。

(1) 条例第4条第1項の計画段階事業者(以下「計画段階事業者」という。)の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 事業の名称

(3) 事業を実施しようとする区域

(4) 配慮書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

(5) 条例第10条第1項の環境情報提供書(以下「環境情報提供書」という。)の提出期間

(環境情報提供書の記載事項等)

第7条 環境情報提供書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 事業の名称

(3) 条例第10条第1項の環境情報（以下「環境情報」という。）

（配慮市長意見書の作成期間）

第8条 市長は、条例第10条第2項の規定により環境情報提供書の写し（環境情報提供書の提出がなかったときは、その旨を記載した書面）を計画段階事業者に送付した日から2月以内に、条例第11条第1項の配慮市長意見書（以下「配慮市長意見書」という。）を作成するよう努めるものとする。

（配慮市長意見書について公告する事項）

第9条 条例第11条第3項の規定により公告する事項は、次のとおりとする。

(1) 第6条第1号から第3号までに掲げる事項

(2) 配慮市長意見書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

（配慮市長意見見解書の記載事項等）

第10条 条例第12条第1項の配慮市長意見見解書（以下「配慮市長意見見解書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 配慮市長意見書についての第2分類事業を実施しようとする者（委託に係る事業にあっては、その委託をしようとする者）の見解

(2) 環境情報の概要

(3) その他市長が必要と認める事項

2 配慮市長意見見解書は、配慮市長意見見解書提出書（第2号様式）に添付して提出しなければならない。この場合において、当該配慮市長意見見解書の電磁的記録も併せて提出しなければならない。

（配慮市長意見見解書について公告する事項）

第11条 条例第12条第2項の規定により公告する事項は、次のとおりとする。

(1) 第6条第1号から第3号までに掲げる事項

(2) 配慮市長意見見解書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

（第1分類事業の廃止等の届出）

第12条 条例第13条第1項の規定による届出は、事業廃止等届出書（第3号様式）により行わなければならない。

（事業の承継の届出）

第1節 第2分類事業に係る判定

(第2分類事業の判定の届出)

第5条 条例第7条第1項の規定による第2分類事業の判定の届出は、第2分類事業判定届出書(第1号様式)により行わなければならない。

(第2分類事業の判定基準等)

第6条 第2分類事業に係る条例第7条第3項(同条第4項及び第32条第2項において準用する場合を含む。)の規定による判定については、当該第2分類事業が次の各号のいずれにも該当するときは、条例第2条第1号の環境影響(以下「環境影響」という。)の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

(1) 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、当該第2分類事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の1以上の環境の構成要素(以下「環境要素」という。)に係る環境影響を受けやすいと認められる対象が存在し、又は存在することが明らかであると判断され、かつ、当該第2分類事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

ア 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域

イ 学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

ウ 自然度が高い植生の地域又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地

(2) 当該第2分類事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の1以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令又は条例により指定された対象が存在し、か

第13条 条例第14条第1項の規定による届出は、事業承継届出書(第4号様式)により行わなければならない。

第2節 第2分類事業に係る判定

(第2分類事業の判定の届出)

第14条 条例第15条第1項の規定による判定の届出は、第2分類事業判定届出書(第5号様式)により行わなければならない。

(第2分類事業の判定基準等)

第15条 条例第16条第1項(同条第2項及び第40条第2項において準用する場合を含む。)の規定による判定については、当該判定に係る第2分類事業が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第2条第1号の環境影響(以下「環境影響」という。)の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

(1) 環境情報及び地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、当該第2分類事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の1以上の環境の構成要素(以下「環境要素」という。)に係る環境影響を受けやすいと認められる対象が存在し、又は存在することが明らかであると判断され、かつ、当該第2分類事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

ア 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域

イ 学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

ウ 自然度が高い植生の地域又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地

(2) 当該第2分類事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の1以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令又は条例により指定された対象が存在し、か

つ、当該第2分類事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

ア 首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第3条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域

イ 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条第1項の規定により定められた特別緑地保全地区の区域

ウ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号の規定により定められた風致地区の区域

エ 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第2項第1号の規定により定められた森林の区域

オ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号の規定により定められた農用地等として利用すべき土地の区域

カ 緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月横浜市条例第47号）第7条第1項の規定により指定された保存すべき緑地（告示が行われた市民の森及びふれあいの樹林に限る。）

キ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区の区域

ク 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財（建造物に限る。）又は同法第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝若しくは天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定される場合における当該種及び標本を除く。）

ケ 神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）第4条第1項の規定により指定された神奈川県指定重要文化財（建造物に限る。）又は同条例第31条第1項の規定により指定された神奈川県指定史跡、神奈川県指定名勝若しくは神奈川県指定天然記念

つ、当該第2分類事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

ア 首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第3条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域

イ 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条第1項の規定により定められた特別緑地保全地区の区域

ウ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号の規定により定められた風致地区の区域

エ 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第2項第1号の規定により定められた森林の区域

オ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号の規定により定められた農用地等として利用すべき土地の区域

カ 緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月横浜市条例第47号）第7条第1項の規定により指定された保存すべき緑地（告示が行われた市民の森及びふれあいの樹林に限る。）

キ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区の区域

ク 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財（建造物に限る。）又は同法第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝若しくは天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定される場合における当該種及び標本を除く。）

ケ 神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）第4条第1項の規定により指定された神奈川県指定重要文化財（建造物に限る。）又は同条例第31条第1項の規定により指定された神奈川県指定史跡、神奈川県指定名勝若しくは神奈川県指定天然記念

物（動物又は植物の種を単位として指定される場合における当該種及び標本を除く。）

コ 横浜市文化財保護条例（昭和 62 年 12 月横浜市条例第 53 号）第 6 条第 1 項の規定により指定された横浜市指定有形文化財（建造物に限る。）又は同条例第 40 条第 1 項の規定により指定された横浜市指定史跡、横浜市指定名勝若しくは横浜市指定天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定される場合における当該種及び標本を除く。）

2 前項に規定する場合のほか、第 2 分類事業が他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ、当該第 2 分類事業及び当該他の密接に関連する同種の事業が総体として、別表第 1 の第 1 分類事業の要件の欄に掲げる要件に該当する第 1 分類事業に相当する規模を有するものとなるときは、前項の規定にかかわらず、当該第 2 分類事業は環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

3 市長は、条例第 7 条第 1 項の規定による届出があった日から 2 月以内に、同条第 3 項に規定する措置をとるよう努めるものとする。

第 2 節 方法書

（方法書の記載事項等）

第 7 条 条例第 8 条第 1 項第 5 号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 対象事業を実施するに当たり、許可等を要することとされている場合においては、当該許可等の内容
- (2) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行う場合には、その者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 条例第 8 条第 1 項に規定する方法書（第 19 条第 5 項を除き、以下「方法書」という。）は、環境影響評価方法書提出書（第 2 号様式）に添付して提出しなければならない。

物（動物又は植物の種を単位として指定される場合における当該種及び標本を除く。）

コ 横浜市文化財保護条例（昭和 62 年 12 月横浜市条例第 53 号）第 6 条第 1 項の規定により指定された横浜市指定有形文化財（建造物に限る。）又は同条例第 40 条第 1 項の規定により指定された横浜市指定史跡、横浜市指定名勝若しくは横浜市指定天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定される場合における当該種及び標本を除く。）

2 前項に規定する場合のほか、第 2 分類事業が他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ、当該第 2 分類事業及び当該他の密接に関連する同種の事業が総体として、別表第 1 の第 1 分類事業の要件の欄に掲げる要件に該当する第 1 分類事業に相当する規模を有するものとなるときは、同項の規定にかかわらず、当該第 2 分類事業は環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

3 市長は、条例第 15 条第 1 項の規定による届出があった日から 2 月以内に、条例第 16 条第 1 項に規定する措置をとるよう努めるものとする。

第 3 章 方法書

（方法書の記載事項等）

第 16 条 条例第 17 条第 1 項第 10 号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 対象事業を実施するに当たり、許可等を要することとされている場合においては、当該許可等の内容
- (2) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行う場合には、その者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 条例第 17 条第 1 項の方法書（以下「方法書」という。）は、環境影響評価方法書提出書（第 6 号様式）に添付して提出しなければならない。この場合において、当該方法書の電磁的記録も併せて提出しなければならない。

(方法書の提出時期)

第8条 条例第8条第2項の方法書の提出時期は、別表第2の対象事業の種類欄に掲げる対象事業の種類ごとにそれぞれ同表の方法書の提出時期の欄に掲げる時期とする。

(方法書について公告する事項)

第9条 条例第9条第1項の規定により公告する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称
- (3) 対象事業が実施されるべき区域
- (4) 方法書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
- (5) 条例第11条第1項に規定する意見書の提出期間

(方法書の周知の基準等)

第10条 条例第10条第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 対象事業が実施されるべき区域を含む地域であること。
 - (2) 既に入手している情報によって1以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域を含む地域であること。
- 2 条例第10条第1項の規定による方法書の概要を周知する方法は、印刷物の配布、掲示板への掲示、日刊新聞紙への掲載その他の方法とする。
- 3 条例第10条第2項に規定する周知計画書は、方法書周知計画書(第3号様式)とする。

(方法書についての意見書の提出)

第11条 条例第11条第1項の規定により意見を述べようとする者は、意見書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称
- (3) 方法書についての環境の保全の見地からの意見

(方法意見書の作成期間)

(方法書の提出時期)

第17条 条例第17条第2項の方法書の提出時期は、別表第2の対象事業の種類欄に掲げる対象事業の種類ごとにそれぞれ同表の方法書の提出時期の欄に掲げる時期とする。

(方法書について公告する事項)

第18条 条例第18条第1項の規定により公告する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称
- (3) 対象事業が実施されるべき区域(以下「対象事業実施区域」という。)
- (4) 方法書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
- (5) 条例第20条第1項に規定する意見書の提出期間

(方法書の周知の基準等)

第19条 条例第19条第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 対象事業実施区域を含む地域であること。
 - (2) 既に入手している情報によって1以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域を含む地域であること。
- 2 条例第19条第1項の規定により方法書の概要を周知する方法は、印刷物の配布、掲示板への掲示、日刊新聞紙への掲載その他の方法とする。
- 3 条例第19条第2項に規定する周知計画書は、方法書周知計画書(第7号様式)とする。

(方法書についての意見書の記載事項等)

第20条 条例第20条第1項の規定により意見を述べようとする者は、意見書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称
- (3) 方法書についての環境の保全の見地からの意見

(方法市長意見書の作成期間)

第12条 市長は、条例第11条第2項の規定により意見書を事業者に送付した日から3月以内に、条例第12条第1項の方法意見書（以下「方法意見書」という。）を作成するよう努めるものとする。

（方法意見書について公告する事項）

第13条 条例第12条第2項の規定により公告する事項は、次のとおりとする。

- (1) 第9条第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 方法意見書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

第3章 準備書

（準備書の記載事項等）

第14条 条例第15条第7号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 第7条第1項第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 条例第15条の準備書（第19条第5項を除き、以下「準備書」という。）の作成に当たり用いた図書の名称
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 準備書は、環境影響評価準備書提出書（第4号様式）に添付して提出しなければならない。

（準備書について公告する事項）

第15条 条例第16条第1項の規定により公告する事項は、次のとおりとする。

- (1) 第9条第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
- (3) 条例第18条第1項に規定する意見書の提出期間
- (4) 条例第19条第1項に規定する環境の保全の見地からの意見を述べたい旨申し出ることができる期間

（準備書の周知の基準等）

第16条 条例第16条第3項の規則で定める基準は、条例第11条第1項の規定により述べられた

第21条 市長は、条例第20条第2項の規定により意見書の写し（同条第1項の意見書の提出がなかったときは、その旨を記載した書面）を事業者に送付した日から3月以内に、条例第21条第1項の方法市長意見書（以下「方法市長意見書」という。）を作成するよう努めるものとする。

（方法市長意見書について公告する事項）

第22条 条例第21条第2項の規定により公告する事項は、次のとおりとする。

- (1) 第18条第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 方法市長意見書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

第4章 準備書

（準備書の記載事項等）

第23条 条例第24条第8号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 第16条第1項第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

2 条例第24条の準備書（第30条第5項を除き、以下「準備書」という。）は、環境影響評価準備書提出書（第8号様式）に添付して提出しなければならない。この場合において、当該準備書の電磁的記録も併せて提出しなければならない。

（準備書について公告する事項）

第24条 条例第25条第1項の規定により公告する事項は、次のとおりとする。

- (1) 第18条第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
- (3) 条例第28条第1項に規定する意見書の提出期間

（準備書の周知の基準等）

第25条 条例第26条第1項の規則で定める基準は、条例第20条第1項の規定により述べられた

環境の保全の見地からの意見及び条例第 14 条の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ、1 以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域を含む地域であることとする。

2 条例第 16 条第 3 項に規定する準備書の概要を周知する方法は、印刷物の配布、掲示板への掲示、日刊新聞紙への掲載その他の方法とする。

3 条例第 16 条第 4 項の規定により準用する条例第 10 条第 2 項の周知計画書は、準備書周知計画書（第 5 号様式）とする。

（説明会の開催等）

第 17 条 条例第 17 条第 2 項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 対象事業の名称
- (2) 対象事業の種類
- (3) 対象事業が実施されるべき区域

2 条例第 17 条第 3 項の規定により届け出る事項は、次のとおりとする。

- (1) 説明会を開催することができない理由
- (2) 準備書の記載事項を周知させる方法
- (3) その他市長が必要と認める事項

（準備書についての意見書の提出）

第 18 条 条例第 18 条第 1 項の規定により意見を述べようとする者は、意見書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 第 11 条第 1 号及び第 2 号に掲げる事項
- (2) 準備書についての環境の保全の見地からの意見

環境の保全の見地からの意見及び条例第 23 条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み、1 以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域を含む地域であることとする。

2 条例第 26 条第 1 項の規定により準備書の概要を周知する方法は、印刷物の配布、掲示板への掲示、日刊新聞紙への掲載その他の方法とする。

3 条例第 26 条第 2 項の規定により準用する条例第 19 条第 2 項の周知計画書は、準備書周知計画書（第 9 号様式）とする。

（説明会の開催等）

第 26 条 条例第 27 条第 2 項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 対象事業の名称
- (2) 対象事業の種類
- (3) 対象事業実施区域

2 条例第 27 条第 3 項の規定により届け出る事項は、次のとおりとする。

- (1) 説明会を開催することができない理由
- (2) 準備書の記載事項を周知させる方法
- (3) その他市長が必要と認める事項

（準備書についての意見書の記載事項等）

第 27 条 条例第 28 条第 1 項の規定により意見を述べようとする者は、意見書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 第 20 条第 1 号及び第 2 号に掲げる事項
- (2) 準備書についての環境の保全の見地からの意見

（準備書意見見解書の記載事項等）

第 28 条 条例第 29 条第 1 項の準備書意見見解書（以下「準備書意見見解書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 条例第 28 条第 1 項の意見の概要
- (2) 前号の意見についての事業者の見解
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 準備書意見見解書は、準備書意見見解書提出書（第 10 号様式）に添付して提出しなければならない。この場合において、当該準備書意見見解書の電磁的記録も併せて提出しなければならない。

(意見陳述の申出等)

第19条 条例第19条第1項、第46条第1項又は第49条の規定により、横浜市環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)に対し、環境の保全の見地からの意見を述べたい旨申し出る者は、次に掲げる事項を記載した届出書を審査会に提出しなければならない。

(1) 第11条第1号及び第2号に掲げる事項

(2) 陳述しようとする意見の概要

2 審査会は、条例第19条第2項、第46条第2項又は第49条の規定に基づき意見の聴取を行う場合において、前項の届出書を提出した者のうちから、意見の聴取を行う者をあらかじめ選定することができる。

3 審査会は、条例第19条第2項、第46条第2項又は第49条の規定に基づき意見の聴取を行う場合において、当該意見の聴取を円滑に行うため必要があると認めるときは、前項の規定により選定された者から意見の聴取を行う時間をあらかじめ定めることができる。

4 審査会は、第2項の規定により意見の聴取を行う者を選定し、又は前項の規定により意見の聴取を行う時間を定めたときは、あらかじめ、その旨を第1項の規定により届出書を審査会に提出した者に通知するものとする。

5 第2項の規定により意見の聴取を行う者として選定された者は、審査会において意見を述べようとするときは、その意見を聴こうとする条例第15条の準備書、環境影響評価法(平成9年法律

(準備書意見見解書について公告する事項)

第29条 条例第29条第2項の規定により公告する事項は、次のとおりとする。

(1) 第18条第1号から第3号までに掲げる事項

(2) 準備書意見見解書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

(3) 条例第30条第1項に規定する環境の保全の見地からの意見を述べたい旨申し出ることができる期間

(意見陳述の申出等)

第30条 条例第30条第1項又は第59条第4項の規定により、横浜市環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)に対し、環境の保全の見地からの意見を述べたい旨申し出る者は、次に掲げる事項を記載した申出書を審査会に提出しなければならない。

(1) 第20条第1号に掲げる事項

(2) 対象事業又は条例第2条第2号の法対象事業(以下「法対象事業」という。)の名称

(3) 陳述しようとする意見の概要

2 審査会は、条例第30条第2項又は第59条第5項の規定に基づき意見の聴取を行う場合において、前項の申出書を提出した者のうちから、意見の聴取を行う者をあらかじめ選定することができる。

3 審査会は、条例第30条第2項又は第59条第5項の規定に基づき意見の聴取を行う場合において、当該意見の聴取を円滑に行うため必要があると認めるときは、前項の規定により選定された者から意見の聴取を行う時間をあらかじめ定めることができる。

4 審査会は、第2項の規定により意見の聴取を行う者を選定し、又は前項の規定により意見の聴取を行う時間を定めたときは、あらかじめ、その旨を第1項の規定により申出書を審査会に提出した者に通知するものとする。

5 第2項の規定により意見の聴取を行う者として選定された者は、審査会において意見を述べようとするときは、その意見を聴こうとする条例第24条の準備書、準備書意見見解書、環境影響評

第 81 号。以下「法」という。) 第 5 条第 1 項の
法書及び法第 14 条第 1 項の準備書について環境
の保全の見地からの意見を述べなければならない。

6 第 2 項の規定により意見の聴取を行う者とし
て選定された者は、代理人に意見を述べさせるこ
とができない。

7 前各項に定めるもののほか、条例第 19 条第 2
項、第 46 条第 2 項又は第 49 条の規定に基づく意
見の聴取に関し必要な事項は、審査会が定める。

第 4 章 評価書作成以後の手続

(評価書の提出)

第 20 条 条例第 20 条の評価書(以下「評価書」と
いう。)は、環境影響評価書提出書(第 6 号様式)
に添付して提出しなければならない。

(評価書について公告する事項)

第 21 条 条例第 21 条第 1 項の規定により公告する
事項は、次のとおりとする。

- (1) 第 9 条第 1 号及び第 2 号に掲げる事項
- (2) 評価書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
- (3) 条例第 22 条第 1 項に規定する意見書の提出
期間

(評価書についての意見書の提出)

第 22 条 条例第 22 条第 1 項の規定により意見を述

価法(平成 9 年法律第 81 号。以下「法」という。)
第 14 条第 1 項の環境影響評価準備書及び法第 19
条の規定により送付された事業者の見解につい
て環境の保全の見地からの意見を述べなければ
ならない。

6 第 2 項の規定により意見の聴取を行う者とし
て選定された者は、代理人に意見を述べさせるこ
とができない。

7 前各項に定めるもののほか、条例第 30 条第 2
項又は第 59 条第 5 項の規定に基づく意見の聴取
に関し必要な事項は、審査会が定める。

(審査書の作成期間)

第 31 条 市長は、条例第 29 条第 1 項の規定による
準備書意見見解書の提出を受けた日(条例第 28
条第 1 項に規定する意見書が提出されなかった
ときは、その旨を記載した書面を事業者に送付し
た日)から 4 月以内に、条例第 31 条第 1 項の審
査書(以下「審査書」という。)を作成するよう
努めるものとする。

(審査書について公告する事項)

第 32 条 条例第 31 条第 2 項の規定により公告する
事項は、次のとおりとする。

- (1) 第 18 条第 1 号から第 3 号までに掲げる事項
- (2) 審査書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

第 5 章 評価書

(評価書の提出)

第 33 条 条例第 32 条の評価書(以下「評価書」と
いう。)は、環境影響評価書提出書(第 11 号様式)
に添付して提出しなければならない。この場合に
おいて、当該評価書の電磁的記録も併せて提出し
なければならない。

(評価書について公告する事項)

第 34 条 条例第 33 条の規定により公告する事項
は、次のとおりとする。

- (1) 第 18 条第 1 号から第 3 号までに掲げる事項
- (2) 評価書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

べようとする者は、意見書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 第 11 条第 1 号及び第 2 号に掲げる事項

(2) 評価書についての環境の保全の見地からの意見

(審査書の作成期間)

第 23 条 市長は、条例第 20 条の規定により評価書の提出があった日から 7 月以内に条例第 23 条第 1 項の審査書（以下「審査書」という。）を作成するよう努めるものとする。

(審査書について公告する事項)

第 24 条 条例第 23 条第 2 項の規定により公告する事項は、次のとおりとする。

(1) 第 9 条第 1 号及び第 2 号に掲げる事項

(2) 審査書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

(報告書の記載事項)

第 25 条 条例第 24 条の報告書（以下「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 条例第 23 条第 1 項の審査書に対する事業者の見解

(2) 条例第 22 条第 1 項の意見の概要

(3) 前号の意見についての事業者の見解

(4) その他市長が必要と認める事項

2 報告書は、環境影響評価報告書提出書（第 7 号様式）に添付して提出しなければならない。

(工事着手の届出等)

第 26 条 条例第 27 条の規定による届出は、対象事業に着手しようとするときにあっては対象事業着手届出書（第 8 号様式）により、対象事業を完了したときにあっては対象事業完了届出書（第 9 号様式）により行わなければならない。

(事後調査を行う期間)

第 27 条 条例第 29 条第 4 号の事後調査を行う期間

第 6 章 対象事業に係る工事着手の届出等

第 35 条 条例第 35 条の規定による届出は、対象事業に係る工事に着手しようとするときにあっては工事着手届出書（第 12 号様式）により、対象事業に係る工事を完了したときにあっては工事完了届出書（第 13 号様式）により、対象事業に係る土地又は工作物の供用を開始したときにあっては供用開始届出書（第 14 号様式）により、行わなければならない。

第 7 章 事後調査

(事後調査を行う期間)

第 36 条 条例第 38 条第 1 項第 4 号の事後調査を行

は、対象事業に着手したときから対象事業を完了した日以後5年を経過するまでの間において、事業者が設定する期間とする。

(事後調査計画書の記載事項等)

第28条 条例第29条第5号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 条例第30条第2項の規定により、事後調査の全部又は一部を事業者以外の者に行わせる場合には、その者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) その他市長が必要と認める事項

2 条例第29条の事後調査計画書は、事後調査計画書提出書(第10号様式)に添付して提出しなければならない。

(事後調査結果報告書の提出)

第29条 条例第30条第3項の事後調査結果報告書は、事後調査結果報告書提出書(第11号様式)に添付して提出しなければならない。

第5章 対象事業の内容の修正等

(事業内容の修正の届出)

第30条 条例第31条第1項の規定による届出は、事業内容等修正届出書(第12号様式)により行うものとする。

(事業内容の軽微な修正)

第31条 条例第31条第1項に規定する対象事業の修正が軽微な場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業規模の縮小

(2) 別表第3の対象事業の種類欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の事業の諸元欄に掲げる事項の修正であって、同表の手続を経ることを要しない修正の要件欄に掲げる要件に該当するもの(環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特

う期間は、対象事業に係る工事に着手したときから対象事業に係る工事を完了した日以後5年を経過するまでの間において、事業者が設定する期間とする。

(事後調査計画書の記載事項等)

第37条 条例第38条第1項第5号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行う場合には、その者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) その他市長が必要と認める事項

2 条例第38条第1項の事後調査計画書は、事後調査計画書提出書(第15号様式)に添付して提出しなければならない。この場合において、当該事後調査計画書の電磁的記録も併せて提出しなければならない。

(事後調査結果報告書の提出)

第38条 条例第38条第3項の事後調査結果報告書は、事後調査結果報告書提出書(第16号様式)に添付して提出しなければならない。この場合において、当該事後調査結果報告書の電磁的記録も併せて提出しなければならない。

第8章 対象事業の内容の修正等

(事業内容の修正の届出)

第39条 条例第39条第1項の規定による届出は、事業内容等修正届出書(第17号様式)により行わなければならない。

(事業内容の軽微な修正)

第40条 条例第39条第1項ただし書に規定する対象事業の修正が軽微な場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 対象事業の名称の変更

(2) 事業規模の縮小

(3) 別表第3の対象事業の種類欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の事業の諸元欄に掲げる事項の修正であって、同表の手続を経ることを要しない修正の要件欄に掲げる要件に該当するもの(環境影響が相当な程度を

別の事情があるものを除く。)

(3) 別表第3の対象事業の種類の欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の事業の諸元の欄に掲げる事項以外の修正

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正

(対象事業の廃止等の届出)

第32条 条例第33条第1項の規定による届出は、対象事業廃止等届出書(第13号様式)により行わなければならない。

第6章 環境影響評価その他の手続の特例

(都市計画に定められる第2分類事業)

第33条 第2分類事業が都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業(以下「市街地開発事業」という。)として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第2分類事業又は第2分類事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第2分類事業について

超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。)

(4) 別表第3の対象事業の種類の欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の事業の諸元の欄に掲げる事項以外の修正

(5) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正

(対象事業の廃止等の届出)

第41条 条例第41条第1項の規定による届出は、対象事業廃止等届出書(第18号様式)により行わなければならない。

(対象事業の承継の届出)

第42条 条例第42条第1項の規定による届出は、対象事業承継届出書(第19号様式)により行わなければならない。

第9章 環境影響評価その他の手続の特例

(都市計画に定められる第1分類事業又は第2分類事業)

第43条 条例第44条第2項の規定による技術的読替えについては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(読替え表 略)

2 条例第44条第1項の規定により同項の都市計画決定権者(以下「都市計画決定権者」という。)が計画段階配慮その他の手続を行う場合においては、第5条から第12条までの規定を適用するものとする。この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(読替え表 略)

(都市計画に定められる第2分類事業)

は、条例第7条第1項の規定による届出は、次項及び第3項に定めるところにより、同法第15条第1項の都道府県又は市町村（同法第22条第1項の場合にあつては、同項の国土交通大臣又は市町村。以下「都市計画決定権者」という。）で、当該都市計画の決定又は変更をするものが当該第2分類事業を実施しようとする者に代わるものとして行うものとする。

（読替え表 略）

2 前項の規定により都市計画決定権者が届出を行う場合における条例第7条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（読替え表 略）

3 第1項の規定により都市計画決定権者が条例第7条第1項の規定による届出を行う場合においては、第5条及び第6条の規定を適用するものとする。この場合において、第5条中「条例第7条第1項」とあるのは「第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条第1項」と、第6条第1項中「(同条第4項及び第32条第2項)」とあるのは「(第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条第4項及び第32条第2項)」と読み替えるものとする。

（都市計画に定められる対象事業等）

第34条 対象事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、条例第8条から第25条まで及び第31条から第33条まで（条例第25条の規定による公告を行うまでの間に条例第8条第1項第2号に掲げる事項を修正しようとする場合に限る。）の規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、第3項から第37条までに定めるところにより、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該対象事業に係る事業者^{（以下「事業者」という。）}に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設（以

第44条 条例第45条第2項の規定による技術的読替えについては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（読替え表 略）

2 条例第45条第1項の規定により都市計画決定権者が条例第15条第1項の規定による届出を行う場合においては、第14条及び第15条の規定を適用するものとする。この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（読替え表 略）

（都市計画に定められる対象事業等）

下「対象事業等」という。)に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、条例第 33 条第 1 項第 3 号及び同条第 3 項の規定は、適用しない。

2 対象事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、条例第 31 条から第 34 条まで(条例第 31 条から第 33 条までの規定については、条例第 25 条の規定による公告を行った後に条例第 8 条第 1 項第 2 号に掲げる事項を修正しようとする場合に限る。)の規定により行うべき条例第 8 条から第 25 条までに規定する環境影響評価その他の手続については、市長は、都市計画決定権者及び事業者と協議して定めるものとする。

3 第 1 項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第 8 条から第 25 条まで及び第 31 条から第 33 条まで(第 33 条第 1 項第 3 号及び同条第 3 項を除く。)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(読替え表 略)

4 第 1 項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第 7 条から第 25 条までの規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(読替え表 略)

(都市計画に係る手続との調整)

第 35 条 条例第 16 条第 1 項又は条例第 25 条の規定による公告は、都市計画決定権者が定める都市計画についての都市計画法第 17 条第 1 項(同法第 21 条第 2 項において準用する場合及び同法第

第 45 条 条例第 46 条第 2 項の規定による技術的読替えについては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(読替え表 略)

2 条例第 46 条第 1 項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第 16 条から第 34 条まで及び第 39 条から第 41 条までの規定を適用するものとする。

この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(読替え表 略)

22 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による公告又は同法第 20 条第 1 項（同法第 21 条第 2 項において準用する場合及び同法第 22 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による告示と併せて行うよう努めるものとする。

（第 2 分類事業を実施しようとする者及び事業者の行う環境影響評価との調整）

第 36 条 第 2 分類事業を実施しようとする者が条例第 7 条第 1 項の規定による届出を行ってから条例第 7 条第 3 項（同条第 4 項及び条例第 32 条第 2 項において準用する場合を含む。）の措置がとられるまでの間において、当該届出に係る第 2 分類事業を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、当該第 2 分類事業を実施しようとする者及び市長にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る第 2 分類事業についての第 33 条の規定は、当該第 2 分類事業を実施しようとする者がその通知を受けたときから適用する。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に第 2 分類事業を実施しようとする者が行った第 2 分類事業の判定に係る手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、第 2 分類事業を実施しようとする者に対して行われた手続は都市計画決

（対象事業の内容の変更を伴う都市計画の変更の場合の環境影響評価その他の手続の再実施）

第 46 条 対象事業が条例第 44 条第 1 項の市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同項の都市施設（以下「都市施設」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、条例第 39 条から第 41 条まで（条例第 33 条の規定による公告を行った後に条例第 17 条第 1 項第 2 号に掲げる事項を修正しようとする場合に限る。）及び条例第 43 条の規定により行うべき条例第 17 条から第 33 条までに規定する環境影響評価その他の手続については、市長は、都市計画決定権者及び事業者と協議して定めるものとする。

（計画段階事業者の行う計画段階配慮との調整）

第 47 条 都市計画決定権者は、次項に定める場合を除くほか、条例第 44 条第 1 項の規定により計画段階事業者に代わって計画段階配慮その他の手続を行うものとする。

2 計画段階事業者が条例第 8 条第 2 項の規定による配慮書の提出を行ってから条例第 18 条第 1 項の規定による公告が行われるまでの間において、当該配慮書に係る第 1 分類事業又は第 2 分類事業を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、当該計画段階事業者及び市長にその旨を通知した場合は、当該都市計画に係る第 1 分類事業又は第 2 分類事業については、当該計画段階事業者が引き続き条例第 8 条から第 13 条までの規定による計画段階配慮その他の手続を行うものとする。この場合において、当該都市計画に係る第 1 分類事業又は第 2 分類事業（対象事業であるものに限る。次項において同じ。）を実施しようとする者（委

定権者に対して行われたものとみなす。

3 事業者が条例第7条第3項(同条第4項及び条例第32条第2項において準用する場合を含む。)の措置がとられてから条例第9条第1項の規定による公告が行われるまでの間において、当該方法書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、事業者及び市長にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業等についての第34条の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに、当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

4 条例第9条第1項の規定による公告が行われてから条例第16条第1項の規定による公告が行われるまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、事業者及び市長にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあつては作成した後速やかに、既に作成している場合にあつては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、第34条の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。

5 第2項の規定は、第3項又は前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。この場合において、第2項中「第2分類事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、「第2分類事業の判定に係る手続」とあるのは「環境影響評価その他の手続」と読み替えるものとする。

託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。次項において同じ。)は、当該事業に係る方法書を作成していない場合にあつては当該配慮書及び配慮市長意見書を、方法書を既に作成している場合にあつては当該方法書を当該都市計画決定権者に送付しなければならない。

3 前項の場合において、同項の規定による送付を受けた後においては、第1分類事業又は第2分類事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、第1分類事業又は第2分類事業を実施しようとする者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなして、当該都市計画決定権者が、条例第46条第1項の規定により、事業者に代わって環境影響評価その他の手続を行うものとする。

(事業者が行う環境影響評価との調整)

第48条 都市計画決定権者は、次項及び第4項に定める場合を除くほか、条例第46条第1項の規定により事業者に代わって環境影響評価その他の手続を行うものとする。

2 条例第18条第1項の規定による公告が行われてから条例第25条第1項の規定による公告が行われるまでの間において、これらの公告に係る条例第46条第1項の対象事業等(以下「対象事業等」という。)を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、事業者及び市長にその旨の通知をした場合は、当該都市計画に係る対象事業については、事業者が引き続き条例第3章(第17条を除く。)及び第4章並びに条例第24条及び条例第39条から第41条までの規定による環境影響評価その他の手続を行うものとする。この場合において、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあつては作成した後速やかに、既に作成している場合にあつては当該通知を受けた後直ちに、当該準備書を当該都市計画決定権者に送付しなければならない。

3 前項の場合において、同項の規定による送付を受けた後においては、事業者が行った環境影響評

6 条例第16条第1項の規定による公告が行われてから条例第25条の規定による公告が行われるまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を定めた都市計画につき都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、事業者が引き続き条例第3章から第4章第2節までの規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、第34条の規定は、適用しない。この場合において、事業者は、条例第25条の規定による公告を行った後、速やかに、都市計画決定権者に当該対象事業等に係る評価書及び報告書を送付しなければならない。

(事業者等の協力)

第37条 都市計画決定権者は、第2分類事業を実施しようとする者又は事業者に対し、第33条、第34条及び第36条に規定する環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

(港湾計画に係る港湾環境影響評価の要件)

第38条 条例第37条第1項の規則で定める要件は、港湾計画の変更（法第48条第1項の規定の

価その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなして、当該都市計画決定権者が、条例第46条第1項の規定により、事業者に代わって環境影響評価その他の手続を行うものとする。

4 条例第25条第1項の規定による公告が行われてから条例第33条の規定による公告が行われるまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を定めた都市計画につき都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われた場合は、当該都市計画に係る対象事業については、事業者が引き続き条例第5章（第24条を除く。）及び第6章並びに条例第39条から第41条までの規定による環境影響評価その他の手続を行うものとする。この場合において、事業者は、条例第33条の規定による公告が行われた後、速やかに、当該都市計画決定権者に当該対象事業に係る評価書を送付しなければならない。

5 前項の規定により評価書の送付を受けた都市計画決定権者は、同項の都市計画を定めようとするときに当該都市計画が都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第19条第3項（同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項又は第87条の2第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による同意（以下「都市計画同意」という。）を要するものである場合にあつては、都市計画同意を行う国土交通大臣又は都道府県知事に当該評価書を送付するものとする。

(計画段階事業者又は事業者の協力)

第49条 都市計画決定権者は、計画段階事業者又は事業者に対し、条例第44条から第46条までに規定する計画段階配慮、環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

(港湾計画に係る港湾環境影響評価の要件)

第50条 条例第50条第1項の規則で定める要件は、条例第49条の港湾計画（以下「港湾計画」

適用を受けるものを除く。)であって、当該変更後の港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域の面積の合計が 150 ヘクタール以上であるものとする。

(港湾環境影響評価に対する準用)

第 39 条 第 14 条第 1 項、第 15 条から第 19 条まで及び第 21 条から第 25 条第 1 項までの規定は、条例第 37 条第 1 項の規定により港湾環境影響評価その他の手続を行う場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(読替え表 略)

(港湾計画に係る軽微な修正等)

第 40 条 条例第 37 条第 2 項において準用する条例第 31 条第 1 項に規定する軽微な修正は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第 37 条第 1 項の対象港湾計画の区域の位置の変更で、かつ、当該変更により新たに対象港湾区域となる部分の面積が当該変更前の対象港湾区域の面積の合計の 30 パーセント未満であるもの(条例第 36 条の港湾環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別な事情があるものを除く。)
- (2) 前号に規定する区域の位置の変更以外の変更
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更

第 7 章 横浜市環境影響評価審査会

(審査会の会長)

第 41 条 審査会に、会長及び副会長 1 人を置く。
2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

という。)の変更(法第 48 条第 1 項の規定の適用を受けるものを除く。)であって、当該変更後の港湾計画に定められる条例第 49 条の港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域(変更前の港湾計画に定められた区域を除く)の面積の合計が 150 ヘクタール以上であるものとする。

(港湾環境影響評価に対する準用)

第 51 条 第 23 条から第 34 条まで(第 25 条第 3 項及び第 26 条第 1 項第 2 号を除く。)の規定は、条例第 50 条第 1 項の規定により条例第 49 条の港湾環境影響評価(以下「港湾環境影響評価」という。)その他の手続を行う場合について準用する。この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(読替え表 略)

(港湾計画に係る軽微な修正等)

第 52 条 条例第 50 条第 2 項において準用する条例第 39 条第 1 項ただし書に規定する対象港湾計画の修正が軽微な場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第 50 条に規定する区域の位置の修正で、かつ、当該修正により新たに当該区域となる部分の面積が当該修正前の当該区域の面積の合計の 30 パーセント未満であるもの(条例第 49 条の港湾環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別な事情があるものを除く。)
- (2) 前号に規定する区域の位置の修正以外の修正
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正

第 10 章 横浜市環境影響評価審査会

(審査会の会長)

第 53 条 審査会に、会長及び副会長 1 人を置く。
2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第 42 条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 43 条 審査会に、環境影響評価、事後調査その他の手続（港湾環境影響評価その他の手続を含む。）に関する事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審査会の委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、部会長は、部会の委員の互選によって定める。

(審査会の庶務)

第 44 条 審査会の庶務は、環境創造局において処理する。

(審査会の運営)

第 45 条 この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第 8 章 法対象事業に対する措置

(法対象事業に対する準用)

第 46 条 第 26 条から第 29 条までの規定は、法対象事業に係る事後調査等の手続について準用する。

第 9 章 雑則

(手続の併合の届出)

第 47 条 条例第 51 条第 3 項の規定による届出は、手続併合届出書（第 14 号様式）により行うものとする。

(委任)

第 48 条 この規則の施行に関し必要な事項は、環

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第 54 条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 55 条 審査会に、環境影響評価、事後調査その他の手続（港湾環境影響評価その他の手続を含む。）に関する事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審査会の委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、部会長は、部会の委員の互選によって定める。

(審査会の庶務)

第 56 条 審査会の庶務は、環境創造局において処理する。

(審査会の運営)

第 57 条 この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第 11 章 法対象事業に対する準用

第 58 条 第 35 条から第 38 条までの規定は、法対象事業に係る事後調査等の手続について準用する。

第 12 章 雑則

(手続の併合の届出)

第 59 条 条例第 60 条第 3 項の規定による届出は、手続併合届出書（第 20 号様式）により行わなければならない。

(委任)

第 60 条 この規則の施行に関し必要な事項は、環

境創造局長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年6月12日から施行する。

(経過措置 略)

境創造局長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年8月1日から施行する。
(準備行為)

- 2 この規則による改正後の横浜市環境影響評価
条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第
1の10の項の規定による告示は、この規則の施
行の日前においても、新規則の例により行うこと
ができる。

(経過措置 略)